

生少女甲達第 6 号

令和 3 年 3 月 26 日

〔 改正

令和 4 年 8 月 1 日

生少女甲達第 21 号

〕

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

### 福井県少年警察協助員制度運営要綱の制定について

福井県少年警察協助員制度は、少年非行防止のための民間協力者体制を確立し、地域ぐるみで非行防止活動を推進することを目的としたものであり、福井県少年警察協助員制度運営要綱の制定について（平成 31 年生少女甲達第 1 号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたが、この度、同制度の運営を見直し、別添のとおり「福井県少年警察協助員制度運営要綱」を制定し、令和 3 年 4 月 1 日から実施することとしたので、地域の実情に応じた効果的な運用に努められたい。

なお、旧通達は、令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止する。

別添

## 福井県少年警察協助手員制度運営要綱

### 第1 目的

この要綱は、福井県少年警察協助手員制度の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 福井県少年警察協助手員の使命

福井県少年警察協助手員（以下「少年警察協助手員」という。）は、社会奉仕の精神を持って少年の非行防止と福祉を図るため、少年警察活動に協力するとともに、少年非行の防止等に関する世論の啓発に努め、もって少年の健全育成に寄与することを使命とする。

### 第3 任務

少年警察協助手員は、警察と協働して次に掲げる任務をそれぞれ行うものとする。

- 1 非行少年等（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第2条第6号から第10号までに定めるものをいう。）の発見補導
- 2 少年の規範意識の向上等に関する活動
- 3 有害環境の浄化に資する活動
- 4 少年を犯罪被害から守る活動
- 5 その他警察が行う少年の健全育成に資する活動に係る協力

### 第4 委嘱

#### 1 委嘱者

少年警察協助手員は、警察本部長が委嘱する。

#### 2 推薦方法

警察署長は、少年警察協助手員推薦名簿（別記様式第1号）により、少年女性安全課長を経由して警察本部長に推薦するものとする。

その際、あらかじめ学校、関係機関・団体、その他地域における既存団体代表者等の意見を聞くなどの方法により、適任者が選出されるよう配慮すること。また、選出に当たっては、一定地域の居住者に偏しないよう配慮し、原則として交番・駐在所単位に若干名が分布されるように配慮すること。

#### 3 資格要件

警察署長が少年警察協助手員を人選する際は、原則として当該警察署管内に居住、勤務等している次の要件を満たす人物を推薦すること。

- (1) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- (2) 任務の遂行に必要な熱意を有し、少年補導について適格性を有すること。
- (3) 健康で実行力を有すること。
- (4) 少年非行防止に協力するための時間的余裕を有すること。
- (5) 生活が安定していること。
- (6) 地域の実情に精通していること。

#### 4 委嘱方式

委嘱は、委嘱書（別記様式第2号）を交付して行うものとする。

#### 第5 身分証明書の交付等

- 1 警察本部長は、少年警察協助手員に対して、その身分を示すため、福井県少年警察協助手員の証（別記様式第3号。以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。
- 2 身分証明書は、少年警察協助手員がその任務を行う際に携帯し、関係者から請求があったときにこれを提示するものとする。
- 3 警察署長は、少年警察協助手員に対し、次の事項について周知・指導するものとする。
  - (1) 身分証明書を他人に貸与したり、譲渡したりしないこと。
  - (2) 身分証明書を紛失し、毀損し、又は盗難に遭った場合は、速やかにその旨を警察署長に届け出ること。
  - (3) 少年警察協助手員が任期満了、解嘱又は辞職によりその身分を喪失したときは、速やかに身分証明書を警察署長に返納すること。
- 4 3（2）及び（3）の場合、警察署長は、少年女性安全課長を経由して本部長に報告し、身分証明書の再交付や返納等の所要の手続を執るものとする。

#### 第6 名簿の備付け

警察署長は、少年警察協助手員推薦名簿及び少年警察協助手員名簿（別記様式第4号）を備え付けて、委嘱、解嘱等の状況、役職、経歴等（表彰歴を含む。）を明らかにするものとする。

#### 第7 任期

少年警察協助手員の任期は2年間とし、再任を妨げないものとする。

なお、解嘱又は辞職により、新たに委嘱した少年警察協助手員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第8 委嘱数

少年警察協助手員の委嘱数は、252人を超えないものとし、各警察署の委嘱数の上限は、別に定める。

なお、少年警察協助手員が解嘱又は辞職により欠員が生じた場合には、その都度、新たな少年警察協助手員を推薦することに配慮すること。

#### 第9 組織構成等

- 1 管轄区域内における非行防止対策等を効果的に実施するため、警察署単位で少年警察協助手員会を組織するものとする。
- 2 少年警察協助手員会は、地域の実情等に応じて複数のブロックを設けて運用することができるが、この場合において、第4の2に定める少年警察協助手員推薦名簿は、ブロックごとに作成するものとする。
- 3 少年警察協助手員会の運営は、各少年警察協助手員会で定めた会則によるものとする。
- 4 警察署長は、少年警察協助手員会が適正に運営されるために必要な指導を行うとともに、少年警察協助手員会が実施する事業に対して積極的に協力するものとする。

#### 第10 活動の記録

警察署長は、少年警察協助手員が任務を遂行したときは、少年警察協助手員活動記録簿（別記様式第5号）にその都度記録させ、1か月ごとに提出するよう求めるものとする。

## 第11 指導・教養

警察署長は、少年警察協助手員に対し、少年非行の傾向、関係法令の基礎知識、少年補導の基本的な心構え等について十分に指導・教養するとともに、研修会等の機会を捉えて、随時必要な教養を行うものとする。

なお、少年警察協助手員を組織的かつ効果的に運用するため、平素から次に掲げる事項に配慮すること。

### 1 少年警察協助手員としての心構えの徹底

少年警察協助手員は、民間協力者として委嘱されるものであり、特別の権限が付与されるものでないことを徹底し、活動に際しては、関係者の人権を尊重することはもとより、行き過ぎ等の批判を受けることがないように指導すること。

### 2 警察との連絡体制の構築

少年警察協助手員の活動が独断に走ったり、一般人の誤解を招いたりすることがないように、絶えず警察の方針が少年警察協助手員の活動に反映されるような体制を整えておくこと。また、特に重要な事項については、事前に警察に連絡させる方法を平素から講じておくこと。

### 3 業務の遂行に必要な知識及び技術の向上

少年警察協助手員の活動が積極的に推進されるよう、その任務の遂行に必要な知識及び技能の向上に努めること。

### 4 受傷事故防止の徹底

活動に当たっては、受傷事故防止その他被害の防止について、十分指導すること。

## 第12 解嘱

警察本部長は、少年警察協助手員にその任務を遂行することに適さない事由があると認められるときは、任期中にかかわらず、解嘱することができる。この場合において、警察署長は、当該少年警察協助手員の少年警察協助手員解嘱上申書（別記様式第6号）を作成し、速やかに少年女性安全課長を経由して警察本部長に上申するものとする。

任務の遂行に適さない事由とは、第4の3の要件を欠くに至ったとき、又は法令に触れる行為であったときはもとより、社会道徳上にも少年警察協助手員としてふさわしくない行為であったと認められる場合も含まれる。

## 第13 辞職

警察署長は、少年警察協助手員からその任期中に辞職の申出を受けた場合は、少年警察協助手員辞職承認願（副申）（別記様式第7号）に当該少年警察協助手員からの辞職願を添えて、少年女性安全課長を経由して警察本部長に上申するものとする。少年警察協助手員から辞職を申し出る理由としては、病気療養や、業務を遂行する時間的余裕がなくなった場合等が想定される。また、任期途中の転居は辞職の理由になりうるが、活動に支障がないと認められる場合には、当該少年警察協助手員を推薦した警察署管内において引き続き少年警察協助手員として活動することができるものとする。

## 第14 報告

警察署長は、少年警察協助手員が任務に従事中に、事件・事故（少年警察協助手員が当事者となった事件のほか、交通事故、受傷事故、関係者等とのトラブル等を含む。）に巻

き込まれた場合は、少年女性安全課長を経由して本部長に即報しなければならない。

#### 第15 秘密を守る義務

少年警察協助手員は、その任務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、少年警察協助手員を退いた、又は解嘱された後も同様である。

#### 第16 報償

少年警察協助手員に対しては、活動を促進するため予算の範囲内で報償費を支給するものとする。

#### 第17 運用上の留意事項

1 少年警察協助手員の人選に当たっては、補導に関する熱意が不十分である、名誉職を数多く兼務しているため実践活動が消極的である、又は必要以上の干渉にわたる者が選出されることがないように留意し、真に地域の住民から信頼され、尊敬される者が選出されるよう慎重を期すこと。

2 少年警察活動を行うに当たっては、少年警察協助手員に協力を依頼する際に、当該少年警察協助手員の職業、年齢、性別、能力、経験、居住地等を十分に考慮し、活動内容に最も適合した者を選定すること。

特に、少年相談、継続補導及び被害少年に対する継続的支援については、個々の少年の特性に応じた方法により継続的に行うことが必要な活動であり、少年の特性についての深い知識と少年の取扱いについての技術を必要とする活動であることから、これらの活動に対して協力を依頼する際は、当該少年警察協助手員の性別、年齢、能力等を考慮の上、慎重に人選を行うとともに、その活動についても社会奉仕体験活動等補助的な活動に限定し、警察との連携による適切な役割分担の下に行うこと。

3 社会奉仕体験活動等を協働して実施するに当たっては、少年及び保護者に係る個人情報について、保護者の同意を得てから少年警察協助手員に伝えること。ただし、個人情報に特定少年(規則第2条第2号に定める特定少年をいう。)に係るものの場合は、本人の同意を得てから伝えるものとする。また、伝える情報も支援に必要な範囲にとどめるなど、その取扱いには慎重を期すこと。

#### 第18 簿冊の保存期間

この要綱に定める様式の保存期間は、会計年度で次表のとおりとする。

簿冊の名称	保存部署	保存期間
少年警察協助手員推薦名簿	警察署	3年
少年警察協助手員名簿	警察署	30年
少年警察協助手員活動記録簿	警察署	5年

別記様式省略